



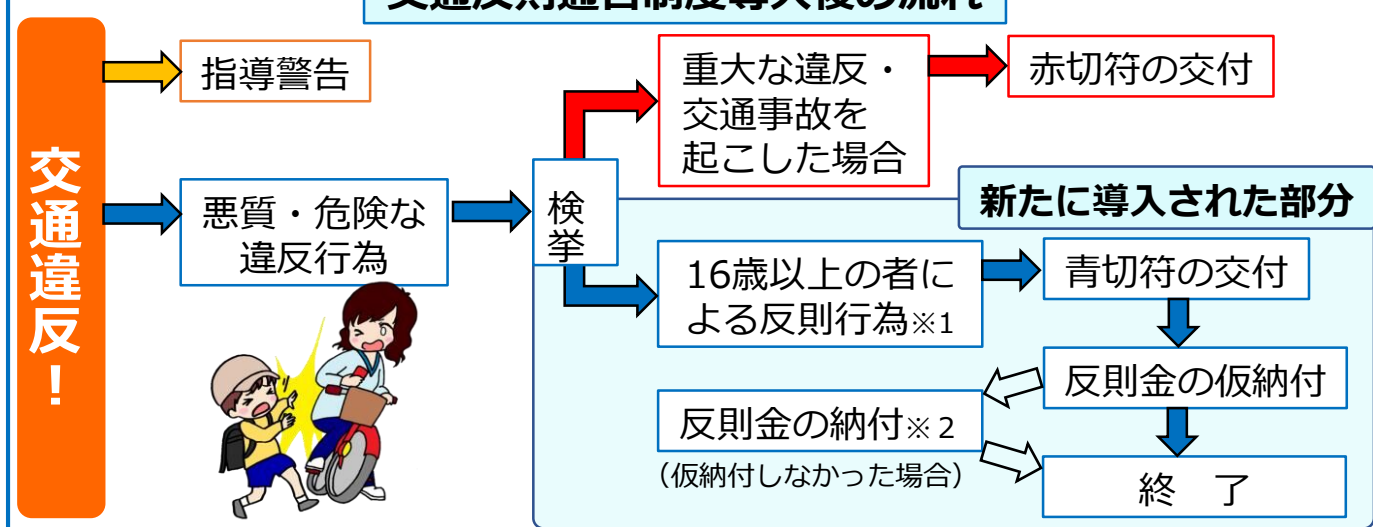
令和8年4月1日から

自転車の交通違反に青切符が導入

16歳以上の自転車運転者が悪質・危険な交通違反した場合、自動車と同様に交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されることとなります。

これまで同様、警察官が自転車の交通違反を発見した場合、基本的には現場で指導警告が行われます。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときには検挙されます。

交通反則通告制度導入後の流れ



※1 赤切符に該当しない違反行為

(例) スマホを持って画像を注視したり通話する・信号無視で交差点に進入し、他の車両に急ブレーキをかける など

※2 反則金の納付は任意であり、刑事手続（裁判）による処理を希望する場合は、反則金を納付しないことで選択することができます。

自転車の交通違反と反則金額（一部）

携帯電話の使用等（保持）

スマートフォンなどを手で保持して使用しながらの運転

反則金 12,000円



自転車制動装置不良

ブレーキがない自転車を運転

反則金 5,000円



※詳細は警察本部交通企画課又は管轄警察署交通課にお問い合わせください。
 また、警察庁「自転車ルールブック」には更に詳しく掲載されています。ご覧ください。

X(旧ツイッター)を運用しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



【いぬわし君の交通安全Journal】

◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に配信します。

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

